

News Letter 第五号

December, 2004

中国篇

- ・ 「中国の裁判制度と弁護士制度について」
小島弁護士 X 王小平弁護士
(当事務所代表) (中倫金通法律事務所)
- ・ 中華人民共和国全国法院 (裁判所) 組織図
- ・ 中国における民事裁判の流れ



小島国際法律事務所
Kojima Law Offices

中国の裁判制度と弁護士制度について

中国 中倫金通法律事務所
パートナー弁護士 王 小平氏に聞く

小島 本日は、中国の裁判制度や弁護士制度について伺いますので、宜しくお願い致します。

このインタビュー前に、中国の裁判制度に関する資料を読んで、中国の裁判事情を少し理解しました。中国では、裁判所の独立はあるが、裁判官の独立はないと書いてある資料がありますが、実際にはどうでしょうか。

王 そうとは言い切れません。現在むしろ裁判官の独立が実現するような方向へ向っています。もともと、裁判所は法に基づいて裁判を行うと解釈されていましたが、最近の解釈としては、或いは努力の方向というのは、個々の裁判官は、独立の職務に基づいて裁判を行うというように解釈されています。実際に裁判を行う時、裁判官は独立した判断で判決を下しますが、各級人民法院に設けられた裁判委員会は、監督する権限を持っています。重大事件または難事件に対し、裁判を正しく行っているかを監督します。中国では一人の裁判官が下した判決を、他の裁判官や裁判委員会の委員が監督することができるシステムになっています。

小島 日本の裁判は三審制ですが。

王 中国では、裁判は二審制です。

先ず中国の人民法院組織を簡単に説明します。「全国人民法院組織図」(第4頁参照)の通り、中国の人民法院は、地方各級人民法院、軍事法院、海事法院、鉄道運送人民法院の特別人民法院、最高人民法院という構成になっています。地方各級人民法院は、基層人民法院、中級人民法院、高級人民法院の3つに分かれています。

基層人民法院は、院長1名、副院長及び裁判官若干名により構成され、刑事裁判法廷、民事裁判法廷及び経済裁判法廷を設け

ています。そして、基層人民法院は、地区、人口及び事件の状況に基づき人民法廷を設けることができます。人民法廷は、基層人民法院の構成部分であり、その判決及び裁定は、基層人民法院の判決及び裁定となります。



王 小平 弁護士

小島 秀樹 弁護士

小島 中級、高級、最高人民法院は、第二審、又は重大事件の第一審を行うことがこの組織図からも分かります。では、第一審がどこになるか、それを決める基準はあるのでしょうか？

王 実際には、第一審を決める基準は地方によって違いますし、事件の性質によっても違います。例えば、直轄市である北京市における国際的経済訴訟の場合、訴額によって、中級人民法院または高級人民法院が第一審となります。事件の重大さによって、最高裁判所が第一審を行うこともあり得るのです。刑事事件に対しては、中級または高級人民法院が、死刑の判決を下すことができます。

小島 裁判の長さについて、日本の場合は、本案と保全処分とでかかる時間が違います。同じ事案の裁判でも、例えば、保全処分では、一方審尋の場合は、非常に速い、2、3日で終り、双方審尋の場合は、2、3ヶ月から6ヶ月以上もかかり、まち

まちです。

王 中国の民事裁判は、民事訴訟法に「人民法院が審理する事件を立件した日から6ヶ月以内に審理を終結しなければならない」との定めがあります。実際に大部分のケースは、本案であっても3ヶ月以内に終結します。非常に迅速です。

<保全処分>

小島 保全処分については、日本の場合、現状維持の仮処分は、例えば、「銀行預金を下ろしてはならない」、「不動産を処分してはならない」、作為・不作為を命じる断行の仮処分は、例えば、「データを使用してはならない」などがあります。それに、保全処分を求める際、保証金制度があって、請求金額又は仮差押対象物、いずれか小さい方の10%~30%を保証金として積んで、保全処分決定を出してもらいます。

日本で民事訴訟を起こす場合、原告は、請求金額の0.4%位の印紙税を払わなければなりません。しかし、保全処分を求める場合は、請求金額と関係なく、一律2千円位の印紙税となります。印紙税と長い裁判期間の問題を考えると、私共がクライアントに保全処分での対応を勧めるケースは少なくありません。このような対応によって、クライアントの負担を軽減することができます。企業法務のうち、クライアントの訴訟対応は非常に重要な実務ですので、中国の事情について、王先生の説明をお聞きしたいのですが。

王 保全処分については、中国の民事訴訟法の第92条、93条、及び94条によれば、裁判及び執行のことを考慮して、裁判の前に、相手当事者に対し、財産保全の申し立てを求めることができる。場合により、申し立ての後、48時間以内に裁判所がそれに関する裁定を下すことができます。保全処分を申請する場合に裁判所に一定の執行費用を納付しなければならないとされています。十万元以内の財産であれば1%となり、十万元以上であれば0.5%となります。そのほか、保証金を供託する必要もあります。供託金の金額は一定ではなく、地域により基準が違っています。40%から100%までであると思

ます。
また、訴訟を提起する際に財産の保全を申し立てることができますが、裁判所が訴訟前の保全処分を許可するには厳格です。訴訟前の保全処分については、案件の担当裁判官だけでなく、関係する廷長、裁判所所長の同意が必要とされます。また、時間的にもかかるとみられます。このような状況に対応するため、訴状を提出すると同時に保全処分を求めることが有効です。

< 人証の重要性及び証拠開示 >

小島 中国の民事裁判の場合、人証の重要性はどの位の程度ですか。日本では伝統的に重視していました。但し、最近の傾向は書面重視に傾きつつあります。

王 民事裁判において、人証も証拠の一環として調べますが、裁判所では、当事者が推薦した人証についてはあまり重要視しない傾向があります。

小島 中国で民事裁判を行う場合、証拠開示制度*はありますか。日本はほとんどありませんが。

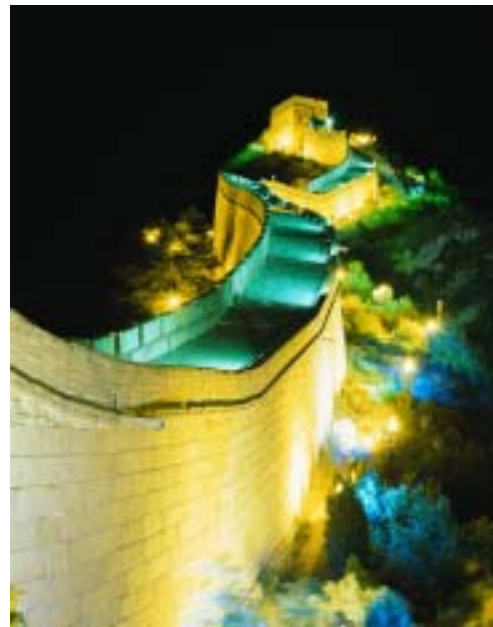
* 証拠開示制度とは、原告が被告に対し、手持ち証拠(書証、物証のみならず、証言も事前に開示して、本裁判の前に、証拠整理して無用な事実の争いを少なくし、本裁判の審理を充実させる)の要求があれば開示する制度です。

王 中国では原告(当事者)が被告(相手方)に証拠開示を要求できることに関し、直接は定められていません。アメリカの Discovery のような制度が存在していません。但し、最高人民法院の民事訴訟における証拠に関する規定(第75条)の中で、当事者一方が関連する証拠を持っていると証明されているにもかかわらず、当該当事者が正当な理由がなく提出しない場合に、もしその証拠の内容が当該証拠を持っている当事者に不利となるならば、当該証拠で立証すべき事実を推定することができます。これで、間接的に当事者一方の相手に対する証拠開示の要求が受け容れられるとみられます。

< 訴訟費用 >

小島 中国の民事訴訟費用(印紙税)については、如何ですか。
王 中国では、日本の民事訴訟で当事者が納付する「印紙税」を、「事件受理费」という言葉を使っています。

「民事訴訟を行う場合には、規定により事件受理费を納付しなければならぬ。」「財産上の事件については、事件受理费を納付するほか、規定によりその他の訴訟費用を納付する。」との定めはあります。訴訟費用の収受は、「人民法院訴訟費用収受方法」によることになっています。一例として、財産に関する民事訴訟事件受理费の速算表を参照下さい。



万里の長城

< 中国の裁判官制度 >

小島 次に中国の裁判官制度を簡単に紹介して頂けますか。

王 中国では、通常、大学法学部の卒業生は、卒業後人民法院(裁判所)に配属されます。配属された人民法院で、書記官、補助裁判員を経て、裁判員(裁判官)になるわけです。配属さ

れた卒業生はすぐ裁判官になることができません。司法試験に合格した人でもすぐ裁判官になることができません。まず、書記官として裁判活動に参加しますが、その期間中に裁判所の試験を受けて、それに合格してから、裁判官の資格を取得することができます。裁判官の資格を取得してもすぐ裁判官として裁判に参加できるわけではありません。その理由は中国の裁判官の任免制度にあります。中国の裁判官法により、裁判官とは「最高人民法院、地方各級人民法院及び軍事法院等の専門人民法院の院長(裁判所所長)、副院長、裁判委員会の委員、廷長、副廷長、裁判員及び補助裁判員を含む。」となっています。裁判官の職務の任免は、各行政区画レベルの人民代表大会が選出し任免するのに対し、補助裁判員だけは、当該人民法院の院長が任免するとなっています。

< 中国の弁護士制度 >

小島 中国の弁護士制度についても伺いたいと思いますが。

王 中国でも、弁護士の資格を取得するには、国の統一司法試験に合格しなければなりません。昔の弁護士試験と比べ、現在の統一司法試験はかなり難しいので、合格率が僅か6%位しかありません。統計データによると、中国の弁護士は毎年約1万人ずつ増え、総計11万人位となっています。

小島 中国は13億の人口があるので、これからは、弁護士の需要がどんどん増えるでしょう。

王 その通りです。中国でも、弁護士という職業は、他の職業と比べ、社会的信用が高く、人気職業の一つとなっています。中国では、弁護士を目指す大学法学部の卒業生は、通常卒業後、弁護士事務所に職員(弁護士の助手)として雇われ、法的な仕事を与えられます。法律事務所に勤務しながら、統一司法試験を受け、弁護士の資格を取得するのが一般的です。弁護士の資格を取得するまで、当然数年かかる人も少なくないです。弁護士の資格を取得して弁護士として職務を行うには、職務執行証書を取得しなければなりません。

小島 中国では、弁護士の登録は、どの部門になりますか。
 王 弁護士の職務執行証書の許可は中国の司法部ですが、弁護士の登録は、各地方の弁護士協会に登録することによって、中国弁護士協会に登録されます。法律事務所を開く為には、この登録手続きが必要です。

<弁護士の報酬>

小島 弁護士の報酬について、例えば、民事訴訟の場合は、日本と同じ位の額でしょうか。

王 中国では、弁護士費用の報酬は法的な規定がありますが、実際には、各種事案（事件の複雑性、請求金額等）によって、つまり当事者間の交渉により決められるケースがほとんどです。民事訴訟の場合は、成功報酬とプロジェクト一括報酬の二つに分けています。プロジェクト一括報酬とは、日本の着手金と似ているようですが、実際は異なるのです。それは、裁判に勝って負けても事前に当事者間で決めた金額しか請求できません。一つ例を挙げてみますと、当事務所の弁護士が代理人として委任された損害賠償請求金額が2800万円の請求に対して、費用の請求は、成功報酬の場合、20%から30%（交渉次第）、プロジェクト一括報酬の場合、7%（他の弁護士事務所では3%から5%）でした。

<支払期限>

小島 支払期限は？

王 クライアントからの支払は、二、三回分割ができます。通常、クライアントとの契約が成立した時点で（弁護士を正式に委任した）、プロジェクト一括報酬額の一部分を払ってもらい、裁判開始後、例えば、第一回目の弁論の段階で、残金を払ってもらうことができます。

小島 本日は、貴重な時間を頂き、どうも有難うございました。

財産に関する事件受理費用の速算表（訳文）

訴額等	目的物額	比率 (%)	速算増加額 (元)	收受額 (元)
1	一千元以下			50
2	一千元以上五万元以下	4	10	
3	五万元以上十万元以下	3	510	
4	十万元以上二十万元以下	2	1.510	
5	二十万元以上五十万元以下	1.5	2.510	
6	五十万元以上一百万元以下	1	5.510	
7	一百万元以上	0.5	10.010	

注：この速算表は、最高人民法院「人民法院訴訟費用收受方法」

第五条（四）項により計算したものである。

計算式：

事件受理費收受額 = 訴訟目的物額 × 比率 (%) + 速算増加額

中倫金通法律事務所

「誠実を重んじ、最善を尽くし、信念を天下に通じ、責任大いに義徹し」

中倫金通法律事務所は、1992年設立された中倫法律事務所と1997年設立された金通法律事務所の合併によって設立され、現在北京市、上海市及び深セン市に近代的オフィスを設け、200数名の執務弁護士とスタッフを有し、中国における最大規模の総合パートナー制法律事務所の一つに成長してきました。

中倫金通法律事務所は、数年に亘り、結集・吸収してきた多くの優秀な人材を基盤とし、謹厳で効率性が高い管理を通じ、クライアントにより良質、広域、且つ迅速なリーガルサービスを提供するという主旨に忠実に従い、国際金融、銀行、企業法務、不動産、訴訟・仲裁、知的財産権、国際投資及び貿易等のリーガルサービス分野において世界の一流の法律事務所を目指しています。

(<http://www.zhonglun.com>)



王小平 弁護士

学歴

北京第二外国語大学より派遣留学

上智大学法学部卒業

同大学院 法学修士及び博士課程修了

コロンビア大学 ロー・スクール客員研究員

職歴

1995年 横河電機株式会社法務室 法律顧問

1996年 三菱総合研究所国際コンサルティング部 専門研究員

1998年 中国弁護士資格取得

1999年 三井安田法律事務所 外国法アドバイザー

2001年 清友監査法人 法律顧問

2002年 中倫金通法律事務所 パートナー

~~~~~  
 ぜひ取り上げて欲しい問題や難しい分野につき具体的な提案をお寄せ下さい。できるだけ参考にさせていただきます。

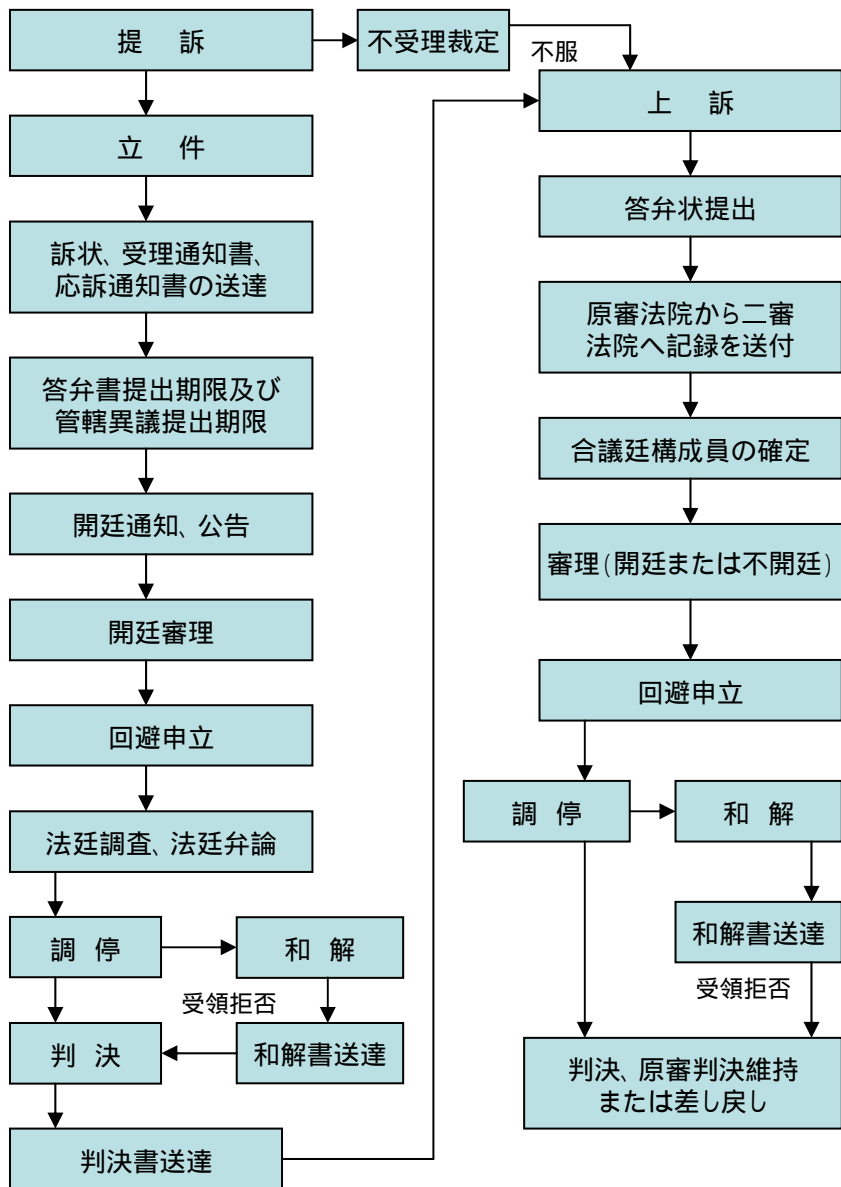
編集担当：川上 (e-mail: [kawakami@kojimalaw.jp](mailto:kawakami@kojimalaw.jp))

~~~~~  
 小島国際法律事務所

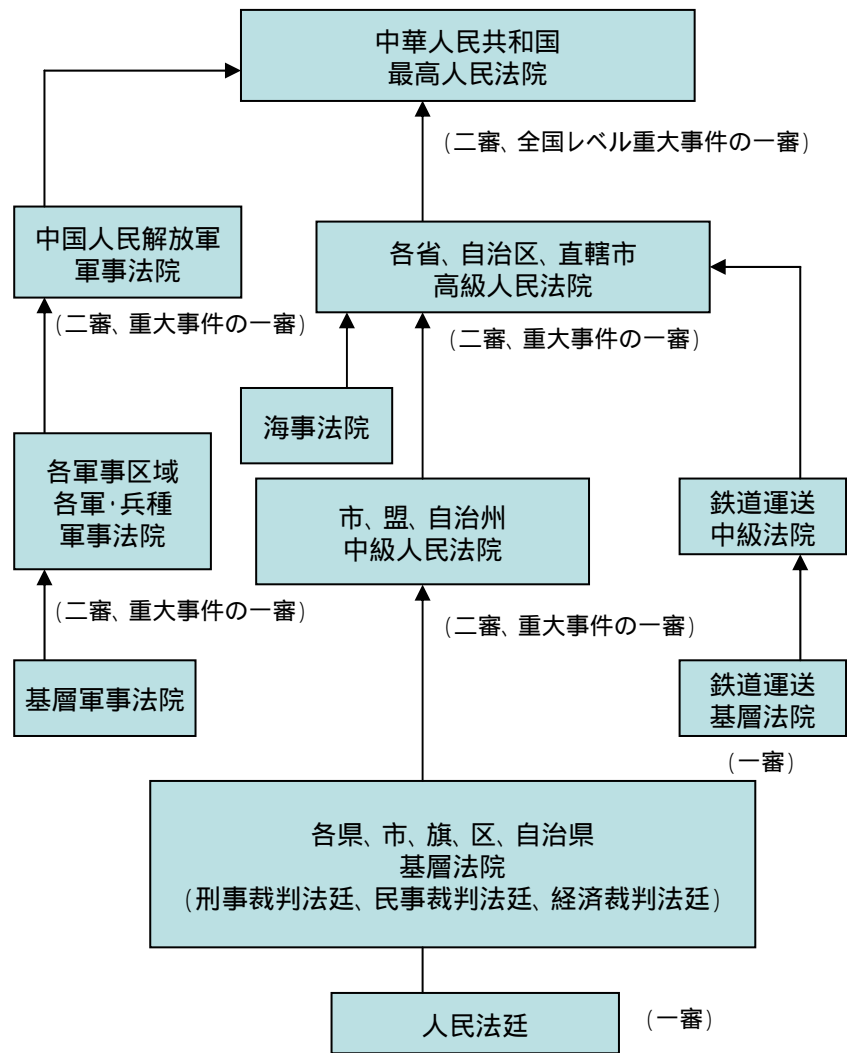
〒102-0076 東京都千代田区五番町2-7 五番町片岡ビル4階

Tel: 03-3222-1401 Fax: 03-3222-1405 <http://www.kojimalaw.jp>

中国における民事裁判の流れ



全国人民法院組織図



注：この組織図は現行憲法及び人民法院組織法が施行以降のものである。